

住民票の職権消除等について

住民基本台帳法第34条第2項の規定に基づく調査の結果、下記の者は下記住所に不在住である事実を確認したため、同法施行令第12条第1項の規定により当該住民票を令和8年3月31日職権で消除したので、同条第4項の規定により告示します。

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、橋本市長に対して審査請求をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に橋本市を被告（橋本市長が被告の代表となります。）として提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和 8年 5月 8日

橋本市長 平 木 哲 朗

記

職権で消除をした者

氏 名	生年月日	性別	住 所
中岡 裕章	昭和60年8月25日	男	橋本市妻420番地